○除外率の設定業種及び除外率

除外率の産業分類番号	除外率設定業種	除外率 %
	なし（下記以外）	0
02	林業(狩猟業を除く)	25
051	金属鉱業	30
052	石炭・亜炭鉱業	40
054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	
055	窯業原料用鉱物鉱業 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)	
059	その他の鉱業	
D	建設業	10
22	鉄鋼業	10
23	非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く)	
231	非鉄金属第一次製錬・精製業	5
313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	
42	鉄道業	20
43	道路旅客運送業	45
44	道路貨物運送業	10
45	水運業	
46	航空運輸業	
47	倉庫業	
481	港湾運送業	15
482	貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5
83	医療業	20
N	介護老人保健施設(日本標準産業分類、細分類番号8542に該当するものに限る)	20
853	児童福祉事業	30
812	小学校	45
816	高等教育機関※大学、短期大学、高等専門学校	20
815	特別支援学校	35
811	幼稚園、幼保連携型認定こども園	50
S	国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る)	
V	船員等による船舶運航等の事業	70
T	警備業(注1)	15
Z	郵便業(信書便事業を含む)	10

注1.警備業であるか否かの判定は、警備業法第4条及び第5条の規定に基づき都道府県公安委員会に届出をしている事業所であるか否かによって行う。

注2.N，S，V，T，Zは、産業分類番号ではなく障害者雇用納付金申告上便宜的に付けた記号。